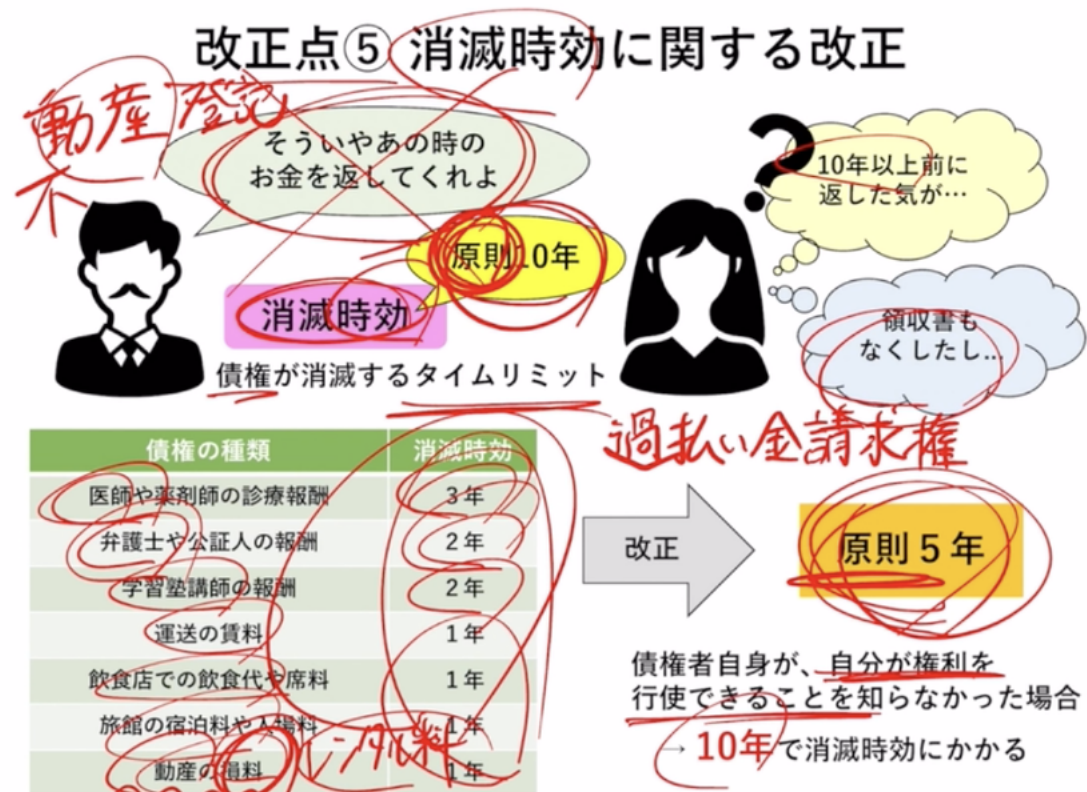


【第2編 金融 5-10】120年ぶりの改正民法で何が変わる？(後編)
金融関連法の基礎知識 私たちの債権保全に関わる重要なルールを整理

(1)消滅時効に関する改正

①消滅時効：原則10年→5年へ

※債権者自身が、自分が権利を行使できることを
知らなかった場合→10年で消滅時効にかかる



(2)実務上の慣習等を明文化したもの

①認知症などで意思能力を有しない方の法律行為

→無効であると明文化

②賃貸借契約が終了したときの敷金の取扱い

→敷金の返還義務を明文化

→賃借人に経年劣化や通常損耗の原状回復義務はない

→善管注意義務

その他、実務上の慣習等を明文化したもの

【例1】認知症などで意思能力を有しない方の法律行為

→無効であることを明文化

【例2】賃貸借契約が終了したときの敷金の取り扱い

→敷金の返還義務を明文化

→賃借人は経年劣化や通常損耗の原状回復義務はない

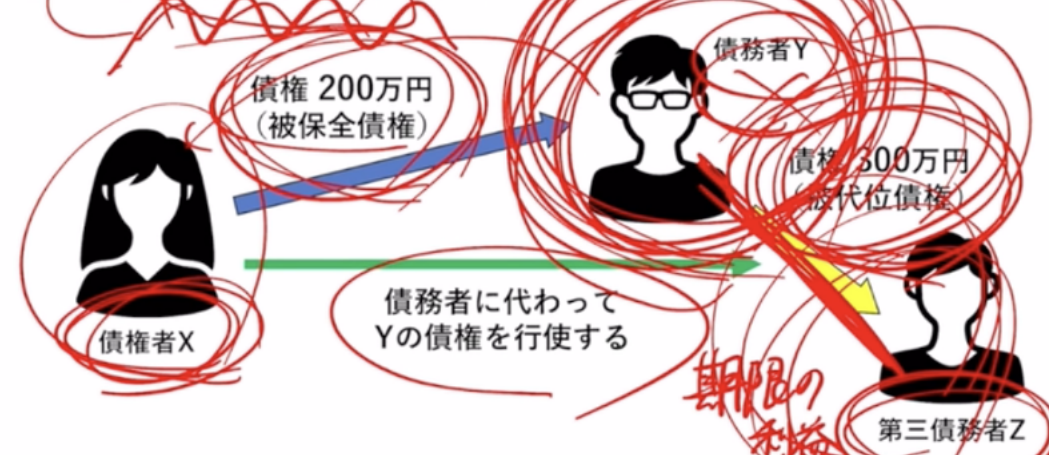


③債権者代位権に関する判例法理などの明文化

- ・被代位債権の弁済期が到来していること
- ・債務者が無資力であること（債権者に証明責任）
- ・債務者が未だ被代位債権を行使していないこと

その他、実務上の慣習等を明文化したもの

【例3】債権者代位権に関する判例法理などの明文化



要件① 被代位債権の弁済期が到来していること

要件② 債務者が無資力であること（債権者に証明責任）

要件③ 債務者が未だ被代位債権を行使していないこと

- 1.過大な金銭債権の場合、自分の債権額までが限度
- 2.債権者は自分に直接、現金や動産を引き渡すように要求可能
- 3.Xが債権者代位権を行使したら、Yは処分権を失う
- 4.特定の債権について債権者代位権の転用を認める